

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情への回答

【陳情事項】 —★印が懇談の重点項目です—

★【1】自治体の基本的あり方について

- ①憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめてください。

《回答》

生活実態を的確に把握し、低所得者の経済的な自立と生活意欲の助長を図るとともに、生活保護制度、国民健康保険制度、福祉医療制度、介護保険制度等の適正な運営に努めます。

また、自治体の裁量による範囲の施策においては、その充実に努めます。

- ②税滞納世帯等への行政サービス制限は行わないでください。

《回答》

現在のところ導入の予定はありません。

- ③徴税を強める愛知県地方税滞納整理機構については、徴税は自治体の業務であることをふまえて、滞納整理機構に税の徴収事務を移管しないでください。参加していない市町村は今後とも参加しないでください。税滞納世帯の解決は、住民の実情をよくつかみ、相談にのるとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

《回答》

滞納整理機構に参加しておらず、現在のところ徴収事務の移管予定もありません。

★【2】地震被害などに対応できる福祉・防災のまちづくりについて

- ①職員を適正に配置し、いつでも必要な住民サービスが提供できる自治体にしてください。

《回答》

想定する被害の規模と、実際の被害の規模の差や平時における市民の入件費負担などを、念頭に置きながら人員配置の最適化を目指します。

- ②防災計画を、マグニチュード9を想定して見直し、市町村独自の対策を講じてください。

《回答》

国、県の3連動地震又は5連動地震の想定結果を踏まえて、地域防災計画の見直しを実施します。

- ③小中学校などの耐震化の促進、食料・水などの備蓄の強化、防災拠点の耐震化をはからしてください。個人宅の耐震化についても促進をはかる施策を充実してください。

《回答》

平成23年度をもって、市内全小中学校の耐震化は完了します。食料、水などの備蓄については、学校だけでなく市全体の中で考えており、各小学校に備蓄倉庫を設置しています。

また、個人宅の耐震化についても、引き続き国や県との連携を図りながら、民間木造住宅耐震診断と民間木造住宅耐震改修費補助に予算を集中し、住宅の耐震化率の向上に努めていく考えです。

- ④避難所のバリアフリー化をすすめてください。

《回答》

学校施設は避難所に指定されており、学校施設の整備方針は、体育馆及び校舎の耐震工事

を優先させていただき、トイレの老朽化部分については改修を行い、校舎内トイレについては4分の3程度が多目的トイレへの改修を完了しております。また、改修に応じてスロープ化による段差解消を図るなど順次実施して参りました。今後、体育館等未解消部分については順次取り組んでいきたいと考えております。

また、保育園も避難所に指定されていますが、保育園についても老朽化した施設は、建替時にバリアフリー化を進めていきます。その他の既存施設は、施設の現況に合わせて改修を検討していきます。

⑤集団での避難生活が困難な高齢者・障がい者(児)、特別な介護を含む援助が必要な高齢者・障がい者(児)のための福祉避難所を整備・拡充してください。

《回答》

市内の災害状況に応じて、福祉避難所を開設します。また、必要に応じ、ヘルパー、看護師、保健師、手話・要約筆記などの派遣を検討していきます。

⑥災害拠点病院の強化拡充をはかってください。

《回答》

災害拠点病院は、県が医療圏ごとに指定しており、北名古屋市は尾張中部医療圏となり、尾張西北部地区の一宮市立市民病院、総合大雄会病院、厚生連尾西病院が指定されています。さらに市内の済衆館病院等にも協力をお願いすることになります。西名古屋医師会の協力を求め、担当課と連携しながら検討していきます。

⑦防災マップの見直し、避難経路の確保等を進めてください。

《回答》

モデル地区を指定し、順次自主防災会でマップの進路経路の確保を進めていきます。

⑧防災教育を徹底してください。

《回答》

防災教育のより一層の推進を図っています。自主防災会、子ども会等の各種団体への出前講座、DIG等の他、防災研修会の開催、中学生の防災訓練への参加等、今迄以上に、防災教育の推進を図っていきます。

【3】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

(1)介護保険について

★①介護保険料を引き下げてください。また、負担能力に応じたきめ細かい保険料負担段階を設置してください。

《回答》

第5期介護保険事業計画の策定において、平成24年度～26年度の介護保険料を過去のデータ及び将来の人口、認定者数等の伸び率により算定を行っていきます。

②低所得者に対する介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。

《回答》

低所得者対策として、所得段階区分が第1段階から第3段階に該当する方で、生活保護基準に相当する世帯に属している方については、減免を行っています。

★③低所得者に対する利用料の減免制度を実施・拡充してください。

《回答》

国の施策どおり行います。

★④要支援者を介護保険からはずす「介護予防・日常生活支援総合事業」は実施せず、介護保険による介護予防サービス及び地域支援事業を充実してください。

《回答》

市では、要支援者に対する介護予防や配食・見守り等のサービスや二次予防対象者に提供するサービスも充実していることから現段階では、従来型の予防給付サービスで対応していく予定です。

★⑤特別養護老人ホームや小規模多機能施設など施設・在宅サービスの基盤整備を早急におこなってください。基盤設備が円滑に進み、低所得者・医療依存度の高い利用者の入所が確保できるよう助成制度を設けてください。

《回答》

介護保険事業計画等に従い施設整備を進めてまいります。また、本年度、認知症高齢者グループホームを2施設開設しました。

★⑥地域包括支援センターを中学校区毎に設置し、最低1カ所は市町村直営としてください。また委託されたセンターの職員が責任をもって働き続けられるよう委託費を引き上げてください。

《回答》

北名古屋市の包括支援センターは、市の直営1箇所であり、1箇所集中による迅速な対応を行っています。市の面積は、東西約6km、南北約4km、面積18.37km²と狭いことや地区民生委員・見守り協力員等との連携も充実していることから中学校(6校)区ごとに設置する必要はないものと考えています。

⑦介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。

《回答》

本市において、介護職員を対象にした研修を年2回実施しています。また、地域包括支援センターにおいて、部門別の介護職員を対象に定期的な会議、研修を実施しています。

(2)高齢者福祉施策の充実について

★①高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般会計で実施してください。

ア.ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物など多様な生活支援の施策を充実してください。

《回答》

- ・ 安否確認の施策………民生委員の協力による高齢者状況調査、及び見守り活動事業の展開、緊急通報システムの福祉サービス

- ・ 買い物等の生活支援…軽度生活援助(要介護認定者以外で生活援助が必要な虚弱高齢者へのホームヘルプ)の実施

- イ.高齢者や障がい者などの外出支援のため地域巡回バスや福祉バスなどの施策を充実してください。

《回答》

- ・ 外出支援サービス…要介護者の方で、ショートステイ等で利用している施設からの送迎が行われないときに、移送車両の手配を行います。

・ コミュニティバス(きたバス)の市内巡回

ウ. 宅老所、街角サロンなどの高齢者の集まりの場への助成金制度を拡充し、高齢者がねたきりにならないよう多面的な福祉施策を実施してください。

《回答》

毎年、ふれあいサロンの会場を増やし、また、そのサロンを運営していただけるボランティアを養成しています。今後も、推進する方向で実施していきます。

エ. 高齢期になっても住み続けることができるバリアフリーの高齢者住宅を公営で整備してください。

《回答》

市内には、高齢者を含む福祉向け住宅として、県営西春住宅があるので、市単独での整備予定はありません。

②配食サービスは、最低毎日1回は実施し、助成額を増やし自己負担額を引き下げてください。

また、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。

《回答》

配食サービスは、食の自立の観点からアセスメントを半年に1回行い、食事の必要数を確認しています。その必要数は、退院後の健康状態や本人の家庭環境等により判断しています。また、助成金を増やすことは現在、考えておりません。

閉じこもりを予防するため、高齢者ふれあいサロンを推進しています。

(3)障がい者控除の認定について

★①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。

《回答》

要介護1から要介護3の方を「障害者」として、また要介護4、要介護5の方を「特別障害者」として、認定書を発行しています。

★②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

《回答》

毎年1月号の広報に関係記事を掲載して周知するとともに、確定申告用の保険料額のお知らせを送付する際に、障害者控除対象者認定について記載しています。

2. 高齢者医療などの充実について

★①後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

《回答》

ひとり暮らしで非課税者は、対象として助成しています。

②後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。また、短期保険証は、発行しないでください。

《回答》

後期高齢者医療制度に基づき、広域連合の統一的運用基準により行います。

(資格証明書は発行していません。)

3. 子育て支援について

★①18歳年度末まで医療費無料制度を現物給付(窓口無料)で実施してください。また、自己負担を設けている自治体はなくしてください。

《回答》

親としての責任と行政との協働が大切であると考え、医療費の一部助成を行っています。
無料化だけでなく、他の施策も合わせて子育て支援と考えています。

②妊産婦健診は、初回の健診も含め、産前14回、産後1回を無料で受けられるように助成してください。

《回答》

平成22年2月から妊婦健診は、14回に拡大しています。国の補助金を受けての実施ですが、将来的には、市の全額持ち出しとなることも踏まえると財源確保が厳しい現時点では、産後健診への補助は、大変難しい現状です。

★ ③就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯までとしてください。

申請の受付は、学校だけでなく市町村の窓口でも受け付けてください。また、申請手続きに民生委員の証明が必要な市町村はなくし、支給内容を拡充してください。

《回答》

生活保護基準額の1.4倍以下の世帯につきましては、近隣の市町の状況を見て検討していきます。

市町村の窓口受け付けは、要望どおり実施しています。また、申請手続きに民生委員の証明も必要としません。

④義務教育は無償の立場から学校の給食費は無料にしてください。

《回答》

学校給食は、学校給食法第11条の規定により給食に係る材料費については、保護者の負担とすると規定しております。しかし、教育の一環と考えますと補助制度の方法もありますが、財政困難のおり現時点では考えておりませんので、ご理解をお願いします。

4. 国保の改善について

★①国民健康保険制度の都道府県単位化に反対してください。

《回答》

国保財政の安定化を図るために、広域化等支援方針が示され、愛知県においても広域化連携会議が開催されました。税率や収納率等様々な課題があり、環境整備に一定の期間が必要であると考えますので、県に対して現状を伝えていきます。

★②保険料(税)について

ア.これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。

《回答》

平成22年度から国保税の減税を実施しています。低所得者に配慮し、応益割を中心に税率を下げました。

イ. 18歳未満の子どもについては、均等割の対象としないでください。当面、一般会計による

減免を実施してください。

《回答》

国の基準どおり行います。

ウ. 前年所得が生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。

《回答》

減免制度の拡充の予定はありません。

エ. 所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

《回答》

現行基準どおり行います。

★③保険料(税)滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育修了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。

《回答》

資格証明書は発行していません。

イ. 滞納者に対し給付の制限をしないでください。

《回答》

給付制限はしていません。

ウ. 保険料(税)を支払う意思があつて分納している世帯には正規の保険証を交付してください。

《回答》

隨時、納税相談を実施し、納税者の実情に応じた対応をしています。

エ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。また、無保険者の調査を実施してください。

《回答》

隨時、納税相談を実施し、納税者の実情に応じた対応をしています。

④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度を行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど住民に制度を周知してください。

《回答》

実施予定はありません。

5. 障がい者(児)施策の充実について

★①障がい者(児)の医療・福祉サービスの自己負担、利用料、給食費・食費・光熱水費などの実費負担を市町村独自に減免してください。

ア. 自立支援医療を利用する住民税非課税世帯の利用料を無料にしてください。

《回答》

本市では、障害者医療(精神通院)を利用している方(受給者証所持者)に対して、自己負担額を助成しています。

イ. 障がい児入所・通園施設利用料、居宅介護・行動援助など福祉サービス利用料、補装具を無料にしてください。

《回答》

国の施策どおり行います。また、本市では、補装具の利用料負担について、児童は5%に軽減しています。

ウ. 市町村が行う地域生活支援事業を無料にしてください。特に、移動支援・福祉ホーム利用料を無料にしてください。

《回答》

本市では、地域生活支援事業開始当初から無料にて実施しています。

エ. 施設利用者の食費・光熱水費の自己負担をなくしてください。

《回答》

国の施策どおり行います。

②実態に合わない障害者程度区分認定を基準としたサービス利用時間の支給制限を撤廃してください。移動支援等の地域生活支援事業に対する予算を増額し、移動支援は必要時間を支給してください。

《回答》

本市における障害者程度区分認定については、本人の状況、家族の状況、本人が利用したい事業を考慮し、本人の状況に合わせ認定審査会に諮り、認定を行っています。

サービス利用については、福祉サービスを利用する方全員がケアプランを作成する体制として実施しているため、本人の状況、家族の状況、本人が利用したい事業を考慮したうえで、必要に応じサービス量を勘案しており、それに対応した予算措置を行っています。

③第3期障害福祉計画の策定にあたって、数値目標・サービス見込み量の検討段階においても幅広く意見をもとめ、障害者本人・家族・事業者の意見を反映したものにしてください。また、ホームヘルパー増員、グループホーム・ケアホームの増設などをはかり、選択できる基盤整備をすすめるものとしてください。

《回答》

計画の策定にあたっては、障害者手帳所持者等を対象としたアンケート調査や障害者団体や事業者などを対象にインタビュー調査を実施し、本人の生活の実態や施策に対する要望、サービスの利用意向を把握するとともに、関係者の意見や要望を把握するよう努めます。

ホームヘルパーの増員については、国において報酬の引き上げや福祉・介護人材の待遇改善事業などが進められているため、国の施策どおり行います。

また、生活施設・グループホーム・ケアホームの増設など選択できる基盤整備については、生活拠点となるグループホームやケアホームの誘致を目指し、市単独事業として、初年度備品補助や敷金礼金の補助を行い、施設の整備促進を図っています。

④国・県に準じて障害者政策委員会を設置してください。

《回答》

今のところ設置の予定はありません。

⑤障害者差別禁止条例を制定してください。

《回答》

今のところ考えていません。

6. 健診事業について

★①特定健診、がん検診、歯周疾患検診は、年1回無料で受けられるようにしてください。また、医療機関で行う個別方式・保健センターなどで行う集団方式をともに実施してください。

《回答》

保険者が実施する特定健診については、平成22年度から無料になりました。市が実施するがん検診、歯周疾患検診については、「自分の健康は自分で守る」という意識をもってもらい、また無料にすることにより健診に対する責任感の低下を招き、健診が受けっぱなしになる傾向も高くなります。低所得者への配慮として生活保護・非課税世帯の方、70歳以上の方は無料で実施しており、一律に無料にすることは、現在のところ考えておりません。

②40歳未満の住民を対象にした健康診査を、年1回無料で受けられるようにしてください。

《回答》

市では、18歳から39歳の方を対象に基本健診を実施しています。自己負担金もワンコイン健診として500円にしています。無料にすることは、健診に対する責任感の低下を招き、健診が受けっぱなしになる傾向が高くなります。生活保護・非課税世帯の方には、無料で実施しており、一律に無料にすることは考えておりません。

7. 予防接種について

★①ヒブ、小児用肺炎球菌、HPV(子宮頸がんワクチン)の任意予防接種を無料で受けられるようにしてください。

《回答》

平成23年4月1日から、3ワクチンに対して助成を開始しました。ヒブ6,300円、小児用肺炎球菌8,200円、子宮頸がん11,200円の助成額です。国の補助を受けて開始していますが、将来的には市の全額持ち出しどとなることも踏まえ、任意の予防接種でもありますので一部自己負担を継続していきたいと考えております。

②高齢者用肺炎球菌、水痘(みずぼうそう)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)の任意予防接種に助成制度を設けてください。

《回答》

任意予防接種につきましては、今後の国の動向を踏まえ検討していきます。

8. 生活保護について

★①憲法第25条および生活保護法に基づいて、他の制度を理由に生活保護申請を認めない、あるいは妨害することのないようにしてください。また、生活保護が必要な人には早急に支給してください。

《回答》

生活保護制度については、法に基づき国の指導方針を踏まえ、北名古屋市福祉事務所の生活保護実施方針に沿って、生活保護の適正実施を図っています。

②自家用車の所有を理由に画一的に申請を認めない取り扱いを行わないでください。

《回答》

生活保護制度における自動車保有に関する容認の要件を踏まえ、北名古屋市福祉事務所の生活保護実施方針に沿って、生活保護の適正実施を図っています。

③就労支援や生活指導を個別にていねいにおこなうために、専門職を含む正規職員を増やしてください。

《回答》

法に基づき国の指導方針を踏まえ、北名古屋市福祉事務所の生活保護実施方針に沿って、就労支援や生活指導を個別にていねいに行うために職員を適正に配置し、適正実施を図っています。